

市長会見の項目（概要）

と き：令和2年1月16日(木)14:00～

ところ：市政記者室

■ マイナンバーカードの早期取得をお願いします！

<担当：ICT戦略室企画担当 電話：06-6208-7646>

【フリップあり】

- ◆令和2年9月から、国はマイナンバーカードの普及促進のため、「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」として、キャッシュレスで前払い等（チャージ・買い物）をすると、マイナポイント25%（上限5,000円）が付与される制度の実施を予定している。例えば、20,000円チャージすれば、25,000円分のポイントが使える。制度の詳細については、現在検討中である。
- ◆買い物でマイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードを取得し、「マイキーID」を設定し、マイナポイントの申込みをする必要がある。
- ◆マイキーIDの設定は、すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、設定に対応できるスマートフォン、またはパソコンとICカードリーダーがあれば、自宅でも設定が可能であるが、これらをお持ちでない方でも設定できるよう、令和2年1月16日（木曜日）より各区役所に「マイキーID設定ブース」を設置したので、活用いただきたい。
- ◆マイナンバーカードがあれば、住民票の写しや課税証明書等が、区役所の開庁時間外にもコンビニエンスストアで取得可能であり、手数料も本市では100円安くしている。
- ◆また、本人確認として使えるほか、確定申告などの行政手続きをスマートフォンやパソコンから行うこともできる。令和3年3月からは健康保険証としても使える予定となっている。
- ◆マイナンバーカードを取得するには、自宅に送られた通知カード下部の申請書を郵送する方法のほか、通知カード下部の申請書IDを用いてパソコン・スマートフォン等から申請する方法がある。申請書がなくても、区役所で再発行ができ、「マイナンバーカード総合サイト」からもダウンロードできる。詳しくは、「マイナンバーカード総合サイト」内の「マイナンバーカードの申請方法」をご確認いただくか、マイナンバー総合フリーダイヤルあてにお電話いただきたい。
- ◆マイナンバーカードは申請を行ってから交付されるまで通常1か月程度かかるが、マイナポイントの実施時期が近づくと、マイナンバーカードの交付申請が混み合い、申請から交付まで通常よりも時間を要することが見込まれるので、早めの申請をお願いします。
- ◆大阪市では、市民生活の利便性の向上、行政事務の効率化が図れることから、今後もマイナンバーカードの普及を促進していく。